

山辺町立山辺小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、山辺小学校PTAと呼び、事務局を山辺小学校内に置く。

第2条 本会は、学校・家庭・地域の人々が一体となって、本校在学の児童が、心身ともに健康で、たくましく育っていくよう努めることを目的とする。

第3条 本会は、本校児童の保護者と教職員をもって構成する。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の教養を高めるとともに、親睦を深めるための事業を実施する。
- 2 学校の教育目標達成のための必要な支援を行う。
- 3 学校をはじめ、家庭、地域の教育環境の整備を図る。
- 4 地域の各種機関や団体と連携を図り、目的達成のための必要な事業を実施する。
- 5 その他、必要な事業を実施する。

第5条 本会は、特定の政党や宗教に偏らないこと。

第2章 機関

第6条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 専門部会
- 4 学年委員会
- 6 事務局会

第7条 総会は、会長がこれを招集し、毎年1回開く。但し、必要によっては臨時に開くことができる。

- 1 事業報告及び決算
- 2 会長、副会長、監事の選出
- 3 事業計画及び予算
- 4 会則の改廃
- 5 その他必要事項

第8条 緊急を要する重要案件が生じた場合、評議員会は、総会に代わって審議する。但し、近い総会において報告するものとする。

第9条 評議員会は、必要に応じて会長が招集し、次のことを審議する。

- 1 総会により委任された事項
- 2 総会に提案する事項（会長、副会長、監事の選考を含む）
- 3 本会の運営に関する事項
- 4 その他必要事項

第10条 総会及び評議員会では、出席会員及び出席評議員の過半数を以て、決議する。なお、それぞれの議長は、出席者より選出する。

第11条 専門部として、次の部を置く。

- 1 文化部
- 2 環境整美部
- 3 広報部

第12条 専門部会は、各専門部長が必要に応じて招集し、主に、次のような活動を行う。

- 1 文化部は、会員の研修事業や文化活動を企画運営するとともに、学校図書館運営を支援する。また、地区母親委員会関係事業に参加し、会員への広報を行う。
- 2 環境整美部は、校舎内外の環境美化や本会関係団体の環境美事業を支援する。
- 3 広報部は、PTA活動の活性化を図るため、必要な広報活動を行う。

第13条 学年委員会は、学年委員長が招集し、本会の目的に即応し、学年会員の親睦等を図る事業を企画運営し、該当学年の教育の振興に資する。

第14条 事務局会は、本会の運営を円滑にするための会務に当たる。

第3章 役員

第15条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（2名）
- 3 学年委員（第17条3に定める数）
- 4 監事（2名）
- 5 顧問（2名、前年度PTA会長と校長）

第16条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職を代行する。但し、会長代

行者は、副会長の互選とする。

3 監事は、会務及び会計を監査し、総会において報告する。

4 顧問は、会の重要事項について相談にあずかる。

第17条 本会の役員を次のように選出し、各機関を構成する。

1 会長、副会長、監事は、評議員会で選考し、総会において承認を得る。会長、副会長、監事の選考は前年度評議員会で行い、次年度評議員会で追認とすることもできる。

2 顧問は、会長がこれを委嘱する。顧問は、会長、副会長、監事、事務局員、学年委員、を兼ねることはできない。

3 学年委員は、各学年より12名を選出する。

4 各学年から選出された委員は、学年委員会の構成員となるとともに、学年委員長及び副委員長を除く委員は、専門部員となる。

5 学年委員会には、学年委員長、副委員長（若干名）を置き、その選出は、学年委員の互選による。

6 専門部会には、専門部長・専門副部長を置き、その選出は、専門部員の互選による。

7 評議員会は顧問・会長・副会長・事務局員（但し、書記は除く）・監事・各学年委員長・各学年副委員長・専門部長・担当教職員をもって構成する。

8 事務局長は、学校担外職員があたり、事務局員は、学校職員代表として若干名、会員の中から若干名、会長がこれを委嘱する。

第18条 役員任期は、翌年度の総会までとし再任を妨げない。

第4章 会計

第19条 本会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもって当て、会費の金額については、総会において決定する。

第20条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の事務局は、毎年4月上旬まで決算報告をし、監査を受けるものとする。

第5章 その他

第22条 本会には、次の帳簿を備えておかなければならない。但し、当該年度に係わる帳簿の保管は、年度終了より5か年とする。

1 会則 2 会員及び役員名簿 3 会計簿 4 会議録

第23条 本会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

本会則は、平成10年 4月26日に改正し、同日より施行する。

本会則は、平成13年 4月28日に改正し、平成13年4月1日より施行する。

本会則は、平成16年 2月 9日に改正し、平成16年4月1日より施行する。

本会則は、平成19年12月11日に改正し、同日より施行する。

本会則は、平成27年12月15日に改正し、同日より施行する。

本会則は、平成30年12月19日に改正し、平成31年4月1日より施行する。

本会則は、令和 3年 4月21日に改正し、同日より施行する。

本会則は、令和4年4月29日に改正し、同日より施行する。

但し、承認を得た後は、次年度の役員改選等の手続きを取ることが出来る。

P T A 表彰規定

本校 P T A 活動に貢献した下記の役員、校医、教職員等に対して、感謝状並びに記念品を贈呈する。

- 1 P T A 評議員、監事として通算 5 年以上勤めた者（5 年目に表彰）
- 2 P T A 会長を勤めた者
- 3 校医として、1 0 年以上勤めた者（退任時に表彰）
- 4 教職員が退職するとき
- 5 P T A 会長が P T A 活動に貢献したと認めた者

付 則

- 1 該当者の有無は評議員会で選考の上、前年度内に決定する。
- 2 贈呈は総会の折に新会長が表彰し、その他考慮が必要な場合は適切な時に行う。
- 3 この規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日より改定実施する。

慶弔規定

- 1 慶弔については次により行う。
 - (1) 見舞金
 - イ 児童、教職員が疾病又は負傷して 1 か月以上入院加療したとき。
 - ロ 不慮の災害に遭った時は、別に協議する。
 - (2) 弔慰金
 - イ 会員、児童、教職員が死亡したとき。
 - ロ 前項以外の時は、別に協議する。
- 2 その他必要な時は、別に協議する。
- 3 この規定は、平成 6 年 5 月 3 0 日より実施する。
平成 8 年改定実施する。
平成 1 1 年 4 月より改定実施する。
平成 3 1 年 4 月 1 日より改定実施する。
令和 6 年 4 月 1 日より改定実施する。

山辺小学校学年PTA会則

- 1 本会は、山辺小学校学年PTAと呼び、児童の保護者と担任教師をもって構成し、事務局を山辺小学校内に置く。
- 2 本会は、会員相互の連携のもと、学年児童の健全育成を図るため、次のことを行う。
 - (1) 会員の研修及び会員相互の親睦
 - (2) 学年経営への協力
 - (3) 児童の校外生活の指導
 - (4) 学校PTAへの協力
 - (5) その他必要な事項
- 3 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 学年委員長 1名
 - (2) 学年副委員長 若干名
 - (3) 学年委員 若干名
 - (4) 監事 2名
- 4 役員の仕事は次の通りとする。
 - (1) 学年委員長は、本会を統括し、学年副委員長はこれを補佐する。
 - (2) 学年委員は、学年委員会を構成し、学年の重要事項を審議する。
 - (3) 学年委員は、学年の世話をを行う。
 - (4) 監事は、予算の執行状況及び会計を監査する。
- 5 役員の選出方法は、次の通りとする。
 - (1) 学年委員は、学年ごと次の方法により選出する。
 - ① 会員の自主的な立候補
 - ② 会員相互の紙上投票による選挙
 - ③ 選出についての具体的な方法は、内規として別に定める。
 - (2) 学年委員長・副委員長は、学年委員の互選により選出する。但し、学級より1名選出し学級の代表を兼ねる。
 - (3) 監事は、原則として学年委員以外から選出し、学年委員長がこれを委嘱する。
 - (4) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 総会は、学年委員長がこれを招集し、毎年1回定例に開くほか、必要によって随時開くことができる。
総会では次のことを討議する。
 - (1) 役員選出の報告
 - (2) 学年事業の計画及び反省
 - (3) 学年関係の予算及び決算の承認
 - (4) その他、学年委員会が必要と認めた事項
- 7 本会の経費は、必要に応じて協議する。
- 8 学年会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、決算報告・監査報告は学年総会時に行う。
- 9 会則の変更は、PTA総会において決める。

付 則

本会則は、昭和 年 4月 6日より発効する。
本会則は、昭和60年 1月27日改正実施する。
本会則は、平成 4年 4月19日一部改正実施する。
本会則は、平成10年 4月26日一部改正実施する。
本会則は、平成16年 2月 9日一部改正実施する。
本会則は、平成27年12月15日一部改正実施する。
本会則は、平成30年12月19日一部改正し、平成31年4月1日より実施する。
但し、承認を得た後は、次年度の役員改選等の手続きを取ることが出来る。

学年委員選出に関する内規

- 1 学年委員は、立候補を含めた紙上投票による選挙に基づいて、各学年12名を選出する。
- 2 学年委員は、対象児童ごとに在籍中1回、学年委員を務め、その後の選出について辞退することが出来る。
- 3 学年委員は、学級ごとの選出とし、学年で12名となるようにする。
- 4 学年委員の辞退とは、次の場合を言う。
学年委員を対象児童につき1回務めた後に辞退すること。
なお、辞退に関する規定が該当するのは学年委員についてのみであり、その他の役員はこの限りでない。
- 5 学年委員選出までの手順は次の通りとする。
 - (1) 1月中に、当年度の学年委員と対象児童につき1回以上の学年委員経験者へ辞退するかしないか、文書による意志確認を行う。
 - (2) 新年度の学級決定後に、名簿兼立候補届出用紙（以下「学級名簿」と略）を配付し選挙を行う。
 - (3) 立候補及び投票の具体的な方法は次の通りとする。
 - ① 学年委員に自分が立候補する場合は、学級名簿の欄に記名・捺印する。
 - ② 立候補する場合は、自分を除いた2～5名、立候補しない場合は3～6名を選び投票することができる。なお、投票する人数は、各学年の学級数による。
 - ③ 学級名簿の順番は順不同とする。辞退者及び次年度、学年委員以外のPTA役員に内定している場合は、斜線をひいて投票対象から除外する。
 - ④ 学級の投票対象者が不足する場合は、辞退者の中から選出することが出来ることとし、投票対象者が不足した場合の優先順位は、学年委員経験回数の少ない保護者からとする。
 - (4) 選挙の管理はPTA事務局があたり、開票には前年度の6学年委員が従事する。
 - (5) 立候補と選挙結果及び抽選により学年委員を選出する。
 - ① 立候補および投票は、6年⇒5年⇒4年⇒3年⇒2年⇒1年を優先にして、学年委員を決定する。なお、複数の在籍児童がおり、上学年児童で学年委員経験がない場合は、下学年児童での立候補は出来ないものとする。
 - ② 立候補者を優先に学年委員とするが、立候補者が学級ごとの定数を越えた時は、抽選により委員を決定する。なお、抽選は開票時に行うものとする。
 - (6) 学年委員の選出については、厳正に行われるものであり、特段の配慮が必要と認められる理由があり、その申し出があった場合は、PTA事務局会で協議を行う。

付 則

本内規は、平成16年2月9日に制定し、同年4月1日より発効する。

本内規は、平成19年12月11日に改正し、平成20年4月の総会翌日より発効する。但し、5-(3)-③に関しては、改正日より発効する。

本内規は、平成23年2月10日に改正し、同日より発効する。

本内規は、平成27年12月15日に改正し、同日より発効する。

本内規は、平成30年12月19日一部改正し、平成31年4月1日より実施する。

但し、承認を得た後は、次年度の手続きを取ることが出来る。